

令和2年5月7日

新型コロナウイルスに係る政府緊急事態宣言延長への対応方針等

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会

会長 高橋 良知

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長が5月4日に政府により発令され、5月5日には蕨市新型コロナウイルス感染症対策本部による新型コロナウイルスに係る政府緊急事態宣言への対応方針等が発せられました。依然として埼玉県内の感染者は拡大している状況にあります。

この緊急事態を早期に終えるため、蕨市社会福祉協議会では令和2年5月1日（月）～5月31日（日）まで引き続き次のことに取り組みます。

1 社会福祉協議会主催の事業等の中止・延期及び蕨市総合社会福祉センター並びに老人福祉センター松原会館の利用・貸出等の中止を、5月31日（日）まで延長します。各支部及び福祉団体等に対しましては、社会福祉協議会本部の対応に準じて、事業等の開催を自粛するよう引き続き要請します。

2 【蕨市社会福祉協議会の一部事業所職員の在宅勤務の実施】

新型コロナウイルス蔓延防止のため、一部事業所職員の在宅勤務を引き続き5月31日（日）まで実施します。

※一部事業所職員の在宅勤務シフト

- ・原則として、勤務シフト実施事業所で在宅勤務を活用して感染予防に努めます。
- ・下記の事業所ごとに交代制勤務による在宅勤務を引き続き実施します。
 - 蕨市第一地域包括支援センター、蕨指定居宅介護支援センター、蕨訪問看護ステーション、蕨指定ホームヘルパーステーション、ドリーマ松原障害者基幹相談支援事業所、ドリーマ松原障害者就労支援センター

なお業務につきましては通常通り実施いたします。

お問合せ先 蕨市社会福祉協議会（電話 048-432-6760）